アユモドキ保全回復事業計画

第1 事業の目標

アユモドキは、現在全国でも岡山県と京都府にしか生息が確認されておらず、また京都府内に おいても南丹地域の一部でしか確認されていない。

かつては、琵琶湖・淀川水系の広範囲に生息していたことが知られており、生息環境の悪化により絶滅の危機に瀕しているといえる。

本事業は、本種の府内における生息状況等の把握を行うとともに、現存する生息地において本種の生息に必要な環境条件の維持及び改善、生息を圧迫する要因の軽減及び除去等を図り、また、かつて分布域であった地域等において、生息環境を改善しつつ、必要に応じ飼育下における繁殖個体の再導入を行う等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

なお、本種が長年にわたり人間生活と深い関係を持ちながら存続してきたことにかんがみ、本 事業の実施に当たっては、本種と人間との良好な共存関係を維持できるような地域社会の構築を 念頭に置いて進めることとする。

第2 事業の区域

亀岡市及び南丹市における本種の分布域(かつて分布域であった地域を含む。)並びに第3の4の(1)により飼育下における繁殖を行う区域

第3 事業の内容

1 生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積

本事業を適切かつ効果的に実施するとともに、憂慮すべき変化が見られた場合に緊急的な対策を検討するため、専門的な知識を有する者と連携を図りながら以下のとおり本種の生息 状況等の動向を把握するとともに、生態等に関する知見を集積する。

(1) 生息状況等の調査等

本種の分布、生息及び繁殖の状況、生息環境(本種が生息する河川、水路、水田等の流路形態、底質、周囲の植生、水質、本種の餌となる生物及び他の魚類の生息状況等)に関する調査を行い、情報を蓄積するとともに、それらの動向について定期的なモニタリングを行う。なお、密漁等を助長しないよう、分布等生息場所を特定する情報については、取扱いに十分注意する。

(2) 生態等に関する知見の集積

以下の事項を目的とした調査研究を行う。

- ア 本種の繁殖、採餌等の特性を含む生態及び生活環の解明(生活環の各段階における利用環境及び移動範囲並びに全生活環における移動経路の解明を含む。)
- イ 本種の繁殖に必要な好適環境等本種を取り巻く水域生態系全体の構造の解明
- ウ 各地域個体群間の遺伝的変異及び地域個体群内(飼育下の個体群を含む。)の遺伝的多 様性の把握
- エ 本種と他種との競合等種間関係の解明
- (3) 生息に適する環境の解明
 - (1)及び(2)の調査研究の結果を踏まえ、また、かつて本種が農業活動等人間の活動と深いかかわりを持ちながら存続してきたことにかんがみ、本種の生息環境の維持に重要な役割

を果たしてきたと考えられる伝統的な水路管理方法等、本種と人間との良好な共存関係を もたらした要因について調査研究を行い、現状との比較を行うこと等を通じて、本種の生 息に適する環境の解明に努める。

2 地域における個体群の保護

(1) 密漁防止対策及び監視の強化

生息に適した地域が限られ、個体群の規模が小さくなっていることから、密漁が各地域 の個体群に及ぼす影響は相当大きいものと懸念される。

このため、地域住民、保全活動団体等の協力を得つつ、生息地及び流通経路における監視を強化する等、密漁防止のための対策を講ずる。

(2) 外来種による影響の排除

競合又は捕食による影響を及ぼすおそれのあるオオクチバス等の外来種については、小河川まで生息域が拡大しているため、その侵入状況及び影響を監視し、本種の生息地への侵入を防止するための対策を講ずるとともに、必要に応じ、侵入した個体の駆除を行う。

(3) 緊急時の避難措置

異常渇水等の緊急時には、必要に応じて、個体を適切な公共的施設等で一時飼育する等の避難措置を講ずる。

3 生息地における生息環境の維持及び改善

本種の自然状態における安定的な存続のためには、本種を取り巻く水域生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。このため、1で得られた知見に基づき、本種及び本種の生息に関連する水生生物の生物学的及び生態学的特性を十分に考慮しつつ、以下の取組を行う。

(1) 生息水域の維持及び改善

ア 産卵に好適な環境としての一時的水域及び仔稚魚の生息環境の確保

本種の産卵場として好適と考えられている一時的水域(河川の増水、せきの稼働等により一時的に生じる水域を意味する。)の維持及び改善(休耕田の活用等を含む。)を図り、そこでの仔魚及び稚魚の餌となるプランクトン、底生生物等の生息に必要な水際帯の植生を保全する対策を講ずる。さらに、本種が生息するために必要な環境を創出している農業活動等を持続的に行うための対策を講ずる。

イ 休息場所等が確保された恒久的水域の維持及び改善

本種が休息し、又は天敵等から隠れるための場所及び減水時の避難場所が連続して確保される恒久的水域(一年中水がある水域)の維持及び改善を図る。

ウ 魚類の遡上等が可能な水域環境の確保等

本種を含む魚類等が遡上及び降下できるよう、河川、水路、水田等の水域の接続及び 生息に適する環境の連続性の確保に配慮する。なお、それらの確保に当たっては、オオ クチバス等の外来種を生息地に侵入させないための配慮を併せて行う。

(2) 水量及び水質の維持及び改善

本種が生息する河川、水路と周辺の水田等との間において移動経路を安定的に維持するよう努めるとともに、本種の生息に支障を来す汚排水、ヘドロ等が生息水域に流入することを防止するため、本種が生息する水系の集水域全体を視野に入れて対策を講ずる。

(3) 生息域の拡大と水域ネットワークの確保

現にある生息地を維持するだけではなく、アユモドキが生息できる環境を有する地域

を拡大することに努めるとともに、アユモドキが一時水域において産卵を行う種であることに鑑み、河川、水路、周辺の水田における移動経路を意識し、それぞれの管理主体等の協力体制を図りネットワークを確保するものとする。

4 人工繁殖及び再導入による生息地の再生等

(1) 飼育下における繁殖

既に各地域の個体群が絶滅の危機に瀕していることを考慮し、各水域の系統ごとに、適切な公共的施設等において個体の飼育繁殖を行い、飼育下における一定の個体数の維持を図る。この飼育下における繁殖の適切かつ効果的な実施のため、近親交配による遺伝的な弊害の防止、生殖細胞の保存等に関する技術開発を推進する。なお、本計画策定時に地方公共団体、学校等が飼育している個体については、今後の本事業に有効に活用するため、本種の生態等に関する専門的な知識を有する者の知見を得つつ、必要に応じて、関係者において活用方法等の検討及び調整を進める。

(2) 再導入の検討及び実施

個体数の減少が著しく、ごく近い将来絶滅するおそれが極めて高い場合は、当該生息地及び周辺で、生息環境を復元できる可能性がある水域を調査し、3に掲げる本種の生息に必要な環境条件を整えた上で、4の(1)により系統保存されている飼育下における繁殖個体を再導入することにより、野外個体群を再構築し、生息地の再生を図ることを検討する。なお、個体の再導入に当たっては、生息地に別系統の個体が混入することによる遺伝的かく乱等が野外個体群に不可逆的な影響を与えること等に十分留意する。また、その必要性、影響、事後のモニタリング方法等について、本種の生態等に関する専門的な知識を有する者の知見を得つつ、事前に慎重な検討を行う。

5 事業を効果的に推進するための方策

(1) 普及啓発等の推進

本事業を実効あるものとするためには、保全団体、農業者、農業・農村整備及び河川整備等を実施する事業者、国及び関係地方公共団体のみならず、関係地域の住民をはじめとする府民の理解及び協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発等を積極的に推進し、本種の保護に対する配慮及び協力を幅広く働きかける。また、国、関係地方公共団体、保全団体等は、研究機関、学校等の協力を得て、本種及び本種の保全に理解を深めるための学習会の開催等など本種についての理解を深めるための取組を行うことにより、生息地及びその周辺地域における自主的な保全活動の展開が図られるよう努める。

なお、これらの取組については、本種の生態等に関する専門的な知識を有する者、本種 の保全団体、その他地元団体等の協力を得て進めるものとする。

(2) 公共事業等における配慮

1で得られた知見を活用しつつ、本種に与える影響を極力軽減した流路工法及び流路管理手法の研究開発に努め、関係地域の住民の十分な理解を得つつ、生息地及びその周辺地域における農業・農村整備及び河川整備への活用を図る。

また、公共事業の実施にあたっては、京都府において行われている「環」の公共事業の 理念に基づき事業を実施するよう配慮する。

(3) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、事業に係る国、関係地方公共団体、本種の生態等の研究に 携わる研究者、飼育下における繁殖にかかわる機関、保全活動団体、教育関係者、農業関 係者、漁業関係者、本種の生息地及びその周辺地域の住民等の様々な主体の連携を図り、 効果的に事業が推進されるよう努める。

なお、生息状況等の調査、生態等に関する知見の集積、生息環境改善に必須の事業並び に密漁防止対策については、保全対策の基本となる事業であり、府が主体的に取り組むも のであるが、それらの実施に当たっては条例に基づく府民協働による保全制度に基づき取 組を行う団体と連携して行う。

さらに、本種は天然記念物の指定など別の法令でも規制を受けているので、保全回復事業の実施にあたって関係機関との調整を図る。